

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和4年8月26日（金） 18：35～18：45

2. 場 所：給与課会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市）行財政局給与課長、給与課担当係長3名

行財政局組織制度課長、組織制度課担当係長

水道局経営企画課業務改革担当課長、経営企画課担当係長

交通局職員課職員担当係長

教育委員会事務局総務部教職員課長、教職員課労務制度担当係長、他2名

（組合）市労連書記長、書記次長3名 他8名

4. 議 題：① 育児休業の取得回数制限緩和と育児参加休暇の取得対象期間の拡大等

② 会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件の変更

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、「育児休業の取得回数制限緩和と育児参加休暇の取得対象期間の拡大等」及び「会計年度任用職員に係る退職手当支給要件の変更」について、ご提案させていただきたいと考えております。「育児休業の取得回数制限緩和と育児参加休暇の取得対象期間の拡大等」につきましては、組織制度課長より、また「会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件の変更」につきましては、私から説明いたします。

（市） それでは、まず「育児休業の取得回数制限緩和と育児参加休暇の取得対象期間の拡大等」につきまして、私から説明いたします。

お配りしております「育児休業の取得回数制限緩和と育児参加休暇の取得対象期間の拡大等について」をご覧ください。

「1. 概要」につきまして、出産・育児と仕事の両立支援のため、育児休業の取得回数制限の緩和等を実施いたします。

「2. 改正内容」につきまして、「(1) 育児休業」の「①取得回数制限等の緩和」では、育児休業代替任期付職員等を除く全職員を対象として、現行、原則1回まで取得可能などところ、原則2回まで取得可能といたします。また、子の出生後8週間以内の育児休業について、現行1回まで取得可能などところ、2回まで取得可能といたします。更に、子の出生後8週間以内の育児休業の請求期限について、取得開始日の属する月の前月の給与支給日または取得開始日の2週間前までといたします。

また、非常勤職員を対象として、子が1歳以降に取得することができる育児休業について、現行、子が1歳又は1歳6カ月に達する日、としている取得開始時期を、柔軟化いたします。

また、「②期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定」では、期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定において、Ⅰ「期間の全部が子の出生後8週間以内である育児休業の期間」と、Ⅱ「それ以外の育児休業の期間」は合算しないこととし、Ⅰ・Ⅱそれぞれ1か月以下であるものは除算の対象外といたします。

次のページに移りまして、「(2) 育児参加休暇」では、現行、子が産後8週間に達する日まで取得可能としているところ、子が1歳に達する日まで取得可能といたします。また、取得単位については、現行、1日又は半日としているところ、1日、半日、1時間又は45分といたします。

また、「(3) 出産補助休暇」では、取得単位について、現行、1日又は半日としているところ、1日、半日、1時間又は45分といたします。

「3. 改正時期」につきましては、令和4年10月1日といたします。なお、期末手当・勤勉手当における在職期間の算定については、令和4年12月期の期末手当・勤勉手当より適用いたします。

(市) 続きまして「会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件の変更」につきまして、私の方から説明いたします。

お配りしております「会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件の変更について」をご覧ください。

「1. 概要」につきまして、国の非常勤職員に対する退職手当の取扱い変更に準じ、本市会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件である勤務日数についての緩和を行います。

「2. 改正内容」につきまして、現行の支給要件では、フルタイム会計年度任用職員のうち、「常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超える者で、6月を超えてからも引き続き常勤職員の勤務時間以上により勤務する者」としてありますが、改正後につきましては、下線部のとおり、1月間(つきかん)の要勤務日数が20日に満たない場合は、「18日」を、「18日から、20日と当該要勤務日数の差分を減じた日数」とするように変更いたします。

下部に具体例を示してございますけれども、令和4年9月にフルタイム会計年度任用職員として採用された者が、要勤務日数が19日である令和5年2月に実際に勤務した日が17日であった場合、改正後については令和5年2月末日を超えた後に退職手当の支給要件を満たすこととなります。

「3. 実施時期」につきましては、令和4年10月1日以降の勤務日数の算定より変更をいたします。

説明は以上でございます。

(組合) 「育児休業の取得回数制限緩和と育児参加休暇の取得対象期間の拡大等」の提案については、国の制度改正に伴ったもので、国と同じ内容という理解でよろしいでしょうか。

(市) はい、そうです。

(組合) 「会計年度任用職員にかかる退職手当の支給要件の変更」の提案については、国の取り扱いと全く同じ内容という理解でよろしいでしょうか。

(市) はい。

(組合) 本日提案を受けた2点については、持ち帰り協議をさせていただきます。